

「仕事と生活の調和」実現度指標の在り方

平成 19 年 11 月 28 日

男女共同参画会議

仕事と生活の調和に関する専門調査会

1. 「仕事と生活の調和」実現度指標とは

「仕事と生活の調和」実現度指標は、我が国の社会全体でみた①個人の暮らし全般に渡る仕事と生活の調和の実現状況と、②それを促進するための環境の整備状況を数量的に把握し、その進展度合いを測定するものである。

2. 「仕事と生活の調和」実現度指標の基本的な考え方

(1) 目的

同指標を活用して、我が国の社会全体でみた仕事と生活の調和の実現度を数量的に測定し、それを分析・評価することにより、仕事と生活の調和実現の阻害要因や、取り組むべき政策及び政策の優先度の把握に資することを目的とする。また、仕事と生活の調和の考え方やその現状を国民一般に広く認識してもらうためにも用いる。

(2) 対象

①仕事・働き方を中心とした把握

柔軟かつ過重な負担とならない多様な働き方を選択できることが仕事と生活の調和の実現のために不可欠であるとの基本的考え方のもと、女性や高齢者を含め、多様な主体が希望に応じ柔軟かつ過重な負担とならない働き方を実現しているかを中心に把握する。

②暮らし全般の様々な活動や状況の把握

多様な働き方が実現されれば、家族と過ごしたり、地域活動や学習・趣味・娯楽などの活動に参加したりするゆとりができ、暮らし全般に変化が生じることから、仕事以外の家庭生活、地域・社会活動、学習や趣味・娯楽等の分野についての人々の活動状況を把握する。また、過重な仕事・働き方は心身の負担となることから、人々の仕事・働き方に関わる健康や休養の状況についても把握の対象とする。

③環境整備の把握

個人が様々な活動を選択することができるようにするためには、官民による社会基盤作りが不可欠であることから、多様な働き方を選べる機会や働きながら様々な活動を行う機会が設けられているか、また、様々な活動を支える地域の支援サービスを得られる機会が設けられているか等の環境整備の状況につ

いても合わせて把握する。

(3) 個人の希望を踏まえた実現度の把握

個人が様々な活動を選択することができるように環境の整備がなされ、その結果、個人の希望が叶うことをもって、仕事と生活の調和が図られるものと捉える。そこで、実際の個人の行動の方向性が希望に沿ったものであるかどうかを確認した上で、仕事と生活の調和をどの程度実現できているかの進展度合いを測定するものとする。

3. 実現度指標の作成方法

(1) 体系

「仕事と生活の調和」実現度指標は、個人の暮らし全般に渡る仕事と生活の調和の実現状況を示す「個人の実現度指標」と、環境の整備状況を示す「環境整備指標」の2つから構成される。

前者は、柔軟かつ過重な負担とならない多様な働き方の実現状況、家庭で過ごす時間、地域・社会活動、学習や趣味・娯楽等の活動、健康・休養の状況について把握する。

また、後者は、仕事と生活の調和を実現するためにどのような機会が与えられているかという観点から、多様な働き方を実現したり、働きながら様々な活動を行うための各種制度等の普及状況や保育関連などの支援サービスの提供状況について把握する。

(2) 活動分野等の設定（別紙参照）

「個人の実現度指標」については、個人の活動分野として「Ⅰ 仕事・働き方」、「Ⅱ 家庭生活」、「Ⅲ 地域・社会活動」、「Ⅳ 学習や趣味・娯楽等」及び「Ⅴ 健康・休養」の5つの分野を設定するとともに、5つの分野に中・小項目を設ける。他方、「環境整備指標」については、1つの分野とする。

(3) 作成方法

それぞれの分野及び項目に関して、仕事と生活の調和の実現と関連のある統計（構成要素）を選定する。各構成要素について標準化（注）を行った上で、合成・指数化して、指標を作成する。具体的には、「個人の実現度指標」については、5分野別及び5分野を構成する中・小項目別に、また、「環境整備指標」については、1つの指標を作成する。

（注）「標準化」とは、単位や変動幅が異なるデータを同等に扱えるように調整すること。

(4) 公表等

仕事と生活の調和指標は、原則として毎年指標を更新して公表する。その際、必要に応じて構成要素の入れ替えなどの見直しを検討する。

個人の実現度指標の5分野毎の考え方

I 仕事・働き方

個人が人生の段階に応じ柔軟かつ過重な負担とならない多様な働き方を実現し、仕事と生活の充実が実現しているか。また、待遇面で公正な扱いを受けているか、経済的な自立が図られているか。

1 柔軟に働き方を選択できるか

働く時間や場所を柔軟に選択できているか。育児等といった家庭の事情に応じて柔軟に働き方を選択できているか。自己啓発を実施しているか。また、働き方の選択肢は待遇面で公正なものとなっているか。

2 多様な主体が希望に応じて働けるか

性別や年齢に関わりなく、女性や高齢者等の多様な主体が希望に応じて働けているか。また、女性が出産や育児に影響なく就業できているか。子供の預け先がないために働くことが困難な女性はいないか。

3 過重な負担となったり、生活が維持できないような働き方をしていないか

仕事のための拘束時間が、心身の健康に悪影響を与えるほど過度に長くなっていないか。めりはりのついた効率的な働き方により時間当たり生産性は向上しているか。また、収入面で生活の自立が図られているか。

II 家庭生活

子育てや介護など家庭の事情に応じて、男女が充実した家庭生活を送れているか。また、家庭内での男女の過ごし方、男女の家事・育児等への関わり方はどうか。

1 家族で過ごす時間はとれているか

仕事をしながら、子育てや介護など家庭の事情に応じて家族で過ごす時間がとれているか。また、家族との対話に対して満足しているか。

2 家庭内での男女の家事・育児等への関わり方はどうか

家庭責任は男女がともに担うものであるが、実際の家庭内での男女の過ごし方はどうか。どのくらい家事・育児等に関わっているか。また、仕事と家庭に関する固定的性別役割分担意識の状況はどうか。

III 地域・社会活動

希望する人が地域・社会活動に参加する時間を確保できているか。働く人々も含め多様な主体が地域活動へ参加しているか。

- 1 希望する人が地域活動等に参加できているか
地域・社会活動や近所とのつきあい・交流等ができる時間はとれているか。また、地域・社会活動への参加に満足しているか。
- 2 多様な主体が地域・社会活動に参加できているか
働く人々も含め多様な主体が、地域・社会活動や近所とのつきあい・交流等に参加できているか。

IV 学習や趣味・娯楽等

学習や趣味・娯楽等のための時間はとれているか。また、多様な主体が学習や趣味・娯楽等の活動を行っているか。

- 1 学習や趣味・娯楽等のための時間はあるか
働く人々や就業を中断した人などが、学習するための時間はとれているか。そのために関連施設を利用しているか。また、趣味・娯楽等、自分の楽しみのための時間はとれているか。
- 2 多様な主体が学習や趣味・娯楽等を行っているか
働く人々も含め多様な主体が、学習や趣味・娯楽等の活動を行っているか。

V 健康・休養

バランスのよい働き方をして休養が十分に取れ、疲労の蓄積等がなく心身ともに健康に過ごせているか。

- 1 仕事を通じて心身の健康を害することはないか
仕事が過重な負担となることで、強いストレスを持つなど精神的に悪影響を与えたり、健康障害が起きるなど、心身の健康を害する状況は生じていないか。
- 2 休養のための時間はあるか
健康を維持するための基本的な前提条件として、個人がゆったりと休養したり休日をとるなどして仕事等による疲労を回復する時間が確保できているか。また、十分に休養がとれていると感じているか。